

裏面もご覧ください

新浜町・東前町・浜町・只越町・大只越町・天神町・大町・大渡町・千鳥町・駒木町・鈴子町・八雲町・源太沢町・甲子町1～10（大橋地区から松倉地区）

一般ごみ	<b>毎週 月・木曜日</b>											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物 (ペットボトル以外)	3日 17日	1日 15日	5日 19日	3日 17日	7日 21日	4日 18日	2日 16日	6日 20日	4日 18日	8日 22日	5日 19日	5日 19日
ペットボトル	6日	4日	1日	6日	3日	7日	5日	2日	7日	4日	1日	1日

▶下記の日は収集を休みます（次回収集日に最大6袋出せます）  
4/29(月)、5/6(月)、10/14(月)、  
11/4(月)、1/2(木)、1/13(月)、2/24(月)  
お盆期間(8月13日～16日)は通常収集します。

※1月の資源物(ペットボトル以外)の収集日は、通常と異なり、第2・第4水曜日となりますのでご注意ください。

### 出し方の基本

- ①決められた日に 収集日当日の朝8時までに出してください。
- ②決められた場所に 地域で決められた場所に出してください。
- ③決められたものを ごみの減量と再資源化、ごみ処理経費削減のため、ごみの分別の徹底をお願いします。  
※事業者のごみは出せません。※粗大ごみ収集は、事前予約が必要です(下記参照)。  
※転入・転居など、新たなごみ集積所の利用については、ご近所・町内会(班長さん)などにお問い合わせください。

詳しくは「ごみ分別辞典」をご覧ください。

※ごみ分別辞典は市ホームページでの閲覧、もしくは各地区生活応援センター・生活環境課・市民課で入手できます。  
※戸別配布は行っていません。



### 一般ごみの出し方

- 必ず指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋は、市内スーパー・コンビニ・小売店で販売しています)
- 指定ごみ袋には、油性マジックで必ず「地区名(〇〇町△丁目)」、「氏名(姓・名)」の記載をお願いします。
- 1回の収集に出すことができるごみ袋は、原則として3袋までです。
- 収集休みの次回収集日は、最大6袋収集を行います。
- 一般ごみに資源物が混入している場合は収集しません。  
※指定ごみ袋以外で出されたごみや、「地区名(〇〇町△丁目)」、「氏名(姓・名両方)」が記載されていないごみは、収集しません。  
※おむつについては、指定ごみ袋に「おむつ」と記載すれば、制限を超えて出すことができます。(汚物は取り除いてください)

### 生ごみ類(残飯、貝殻、卵殻など)

水切りを十分に行ってください。  
⇒ごみ量が減ります



### 革製品・靴類

- 靴・バッグ類
- ベルト類

### 衣類・布類(寝具類、絨毯など)

※指定ごみ袋に入らない布団類は、できるだけ小さく丸めるか折りたたんで縛り、地区名・氏名を記載した紙を貼って出してください。

### ガラス・せともの類

※少量であれば、紙などに包み、指定ごみ袋に入れて出してください。

※数量が多い場合には、ダンボール箱(50cm以内)などに入れて「ガラス」や「せともの」と表示し地区名・氏名を記載した紙を貼って出してください。

●水銀を含む蛍光灯・電球は出せません。裏面の水銀使用製品をご覧ください。(※白熱球、ハロゲン電球、LED照明、アルコール式温度計(赤い液)は可。)

### プラスチック・ゴム類

- ポリタンク(灯油缶)
- ※ペットボトルは資源物です。

### 木・草類

※木・枝類は50cm×50cm以内の大きさになるように切断して縛り、地区名・氏名を記載した紙を貼って出してください。

※草を出す際は、十分乾燥させ、軽くしてから指定ごみ袋に入れて出してください。

### その他

●乾電池類・電子タバコは出せません。裏面の水銀使用製品もしくは電子タバコをご覧ください。

●傘 ●食用油(※固化化するか、布などに染み込ませて、一般ごみへ)

●畳(※少量であれば、50cm×50cm以内の大きさになるように裁断して縛り、地区名・氏名を記載した紙を貼って出してください)

### 粗大ごみの出し方

(50cm×50cmを超える大きさのもの)  
ベッド、ベッドマット、ソファ、タンス、机、本棚、こたつ、自転車、足踏みミシン、チャイルドシートなど

●粗大ごみを出す場合は、予約が必要です。

予約電話番号 28-4147

- 1回の予約で、2個まで収集します。
- ごみ集積所までお運びください。(※自宅までは行きません。)

【受付時間】収集日の前々週の月～金曜日 9:00～12:00/13:00～16:30  
<祝日、8/13～16、12/30～1/3を除く>

※収集予定数に達した場合、該当する収集日の受付を終了します。

【収集日】第1・第3火曜日(月2回)  
※粗大ごみを出す前に、リサイクルショップの活用を!



### 資源物の出し方

- 資源物の品目(10品目:①～⑩)ごとに、透明か半透明の袋に入れて出してください。(指定袋以外でも構いません。)
- 「地区名」、「氏名」は記載不要です。
- 資源物の中に一般ごみが混入している場合収集しません。

### ①金属製品 (50cm×50cm以内のもの)

- 金属製の食器
- なべ、フライパンなど
- ※耐熱ガラスふたは一般ごみへ。



### ②缶類

- 食べ物・飲み物の缶
- スプレー缶・カセットボンベ(完全に使い切るか、火の気のない屋外で中身を出し切った後、穴を開けて出してください。)
- 使い切ったペンキや食用油などの缶
- ※つぶさずに出してください。
- ※中をすすいで水を切って出してください。
- ※ボトル缶のふたは一般ごみへ。

### ③びん類

- 食べ物・飲み物のびん
- 化粧品のびん
- ※中をすすいで水を切って出してください。
- びん類として出せないもの
- ※耐熱性のびん(哺乳瓶など)
- ※破損したびん、キャップ、農業・劇薬のびん、せともの



### ④小型家電製品類 (50cm×50cm以内のもの)

- 掃除機・扇風機・ラジカセ・電話機
- 炊飯器・電気ポットなど・照明器具(蛍光灯・電球・電子タバコは別品目になります。裏面の水銀使用製品もしくは電子タバコをご覧ください。)
- ※電子レンジ・石油ストーブ・ファンヒーター・ガスレンジ・IHクッキングヒーター・扇風機・除湿機・掃除機・ガス瞬間湯沸器は、大きさにかわらず資源物となります。
- ※ストーブ類は、灯油を空にして出してください。
- ※大きくて袋に入らない場合は、そのまま出して構いません。

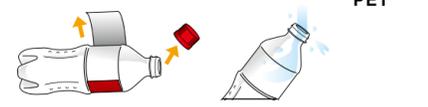
### ⑤ペットボトル (※上記収集日に出してください)

- 飲料用、調味料用

※PETマーク(下イラスト参照)のついているものに限りです。  
※汚れのとれないもの、工作したものは一般ごみへ。  
※食用油、洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などの容器は一般ごみへ。

### 出し方

- ①キャップ、ラベルを外す
- ※キャップ、ラベルは一般ごみへ
- ②中をすすいでください。



※風の強い日は、飛ばされないように集積所のごみ箱の中に入れてください。  
※スーパーの店頭回収ボックス、市の拠点回収(各地区生活応援センター・働く婦人の家・市生活環境課に回収ボックス設置)もご利用ください。裏面につづきます

不法投棄(ポイ捨て)はやめましょう! 不法投棄は、美観や自然がこわされます。不法投棄をすると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反に該当し、個人は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 またはその併科(法人は3億円以下の罰金)に処せられます。

**資源物の出し方** 表面から続く

**⑥新聞、⑦雑誌、⑧ダンボール、⑨紙パック、⑩雑がみ**

品目ごとに分別し、大きさをそろえ、紙ひもで十字に縛るか、紙袋に入れてから紙ひもで十字に縛ってから出してください。

**⑥新聞**



チラシ類を取り除き、新聞のみとしてください。  
**(チラシは「⑩雑がみ」で出せます。)**

**⑦雑誌**



週刊誌・カタログ・ノートなど。ビニール袋やセロファン、付録のCDなどは取り除いてください。

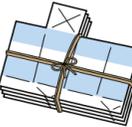
**⑧ダンボール**



口が波状のものが、ダンボールに分類されます。



**⑨紙パック**



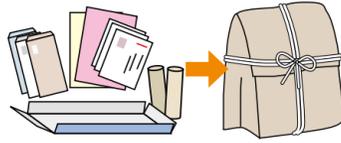
牛乳パックなどの飲料用のもので、内側が白いものに限ります。また、容器の中をすすぎ、はさみなどで切り開き、乾燥後出してください。※アイスクリームやヨーグルトなどのカップ容器は一般ごみへ。

**⑩雑紙(ざつがみ)**

新聞の折込チラシ、カレンダー、お菓子の箱、封筒、ハガキ、紙袋、トイレットペーパーの芯、色紙、シュレッダー紙など。

※プラ部分や金属などは取り外してください。

※シュレッダー紙については、細長いものは資源物ですが、細かく裁断されて、粒状になったものは一般ごみになります。



※資源物にならない雑紙(⇒一般ごみへ)

- 圧着ハガキ ●防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙製の食器容器など) ●油紙、写真、金銀などの金属が箔押しされた紙 ●合成紙、捺染紙(アイロンプリント紙) ●裏カーボン紙・ノーカーボン紙(宅急便の複写伝票など) ●臭いのついた紙(石けんの中の包み紙、洗剤や線香の中の包み紙など) ●感熱性発泡紙(加熱により発泡するインキが塗布された紙) ●複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの) ●感熱紙(ファクス用紙、レシートなど) ●紙オムツ



**岩手沿岸南部クリーンセンターへ直接持ち込む場合**

●受付日時：月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く) 8:30～12:00、13:00～16:30  
<年末年始の12月28日(土)～1月5日(日)はお休みします。>

●持込方法 ・一般ごみは長さ1m以内  
・粗大ごみは長さ2m以内、幅0.9m以内、厚さ0.4m以内

※ごみ集積所に出す場合と同様に分別して持ち込んでください。  
※指定ごみ袋以外で構いません。ただし、透明か半透明のごみ袋で持ち込んでください。  
※資源物についても、一般ごみと同様に重量加算されますので、地域の集団資源回収又は市の資源物収集に出すことをお勧めします。

●処理料金：家庭ごみは20kgまで無料。20kgを超え100kgまでは一律100円。  
100kgを超える場合は10kgごとに200円加算。

●持込先・問い合わせ：岩手沿岸南部クリーンセンター  
釜石市大字平田第3地割81番地3 TEL27-7020

**[岩手沿岸南部クリーンセンターに持ち込めないもの(処理できないもの)]**

- ・産業廃棄物(法令で定める20種類の廃棄物)、特定管理産業廃棄物(右記参照)
- ・家電リサイクル法対象製品、パソコン、充電式電池
- ・処理困難なごみ(バイク<※下記に問合せ>、ピアノ、耐火金庫、ドラム缶、バッテリー、ボンベ類、自動車用タイヤ、船外機、耕運機など) 購入した販売店などにご相談ください。
- ・爆発や火災の危険性があるごみ(消火器、ガスボンベ、石油、ガソリンなどの鉱物性油、燃え殻などの火気の残っているもの)
- ・有害性のあるごみ(農薬、劇薬、化学製品、揮発油、シンナー、塗料、水銀使用製品<蛍光管・乾電池など>、ボタン電池)
- ・家屋や物置の解体に伴うごみ(ご自分で家屋や物置を解体して出た廃材は、1m以内に破碎・裁断し持ち込んでください。ただし、事前に岩手沿岸南部クリーンセンターにご連絡ください。持ち込む日時を調整させていただきます。)

**事業系ごみの処理方法について**

**●事業系ごみの処理方法について**

事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)  
・事業活動によって発生した廃棄物の中で、会社、商店、事務所、飲食店などから排出される紙くず、厨芥類(生ごみ)など。

商店や事業所、飲食店などの事業活動によって排出される一般廃棄物は、家庭ごみ集積所へ出すことができません。以下の方法で処理してください。

**①岩手沿岸南部クリーンセンターに自己搬入する方法**

- ・持ち込み方法については、家庭ごみと同様です。
- ・事業者が自ら搬入してください。
- ・処理料金 **10kgごとに200円**



**②許可業者に収集運搬を委託する方法**

- ・市内の許可業者は、下記の2社になります。
- ・収集運搬料金は、業者によって異なりますので、各業者にご確認ください。

許可業者	(有)新菱和運送	上中島町4丁目3番7号 TEL 23-3888 FAX 25-2733
	釜石清掃企業(株)	甲子町第10地割419番地5 TEL 23-7520 FAX 23-7788

**[岩手沿岸南部クリーンセンターに持ち込めないもの]**

- 産業廃棄物 ・法令で定める20種類の廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物<蛍光灯など>も含む)
- 特定管理産業廃棄物 ・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。  
⇒産業廃棄物処理施設に搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するなど、適正に処理してください。

**特殊品の処理方法について**

**●家電リサイクル法対象製品**

市では処理することができません。購入または買い替えをする店、あるいは下記までお問い合わせの上、適正に処理してください。

対象家電：テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
※いずれも業務用は対象外です。

収集運搬許可業者	(自己運搬により処理する場合) ※事前に郵便局でリサイクル券の購入が必要です。 ・岩手三八五流通(株)宮古支店 宮古市津軽石 10-317-3 TEL 0193-67-2311
	(収集運搬業者に回収を依頼する場合) ※収集運搬料金は各業者にお問い合わせください。 ・釜石清掃企業(株) 甲子町10-419-5 TEL 23-7520 ・(有)新菱和運送 上中島町4-3-7 TEL 23-3888 ・トップ商会 甲子町9-227 TEL 25-1910

**●ボタン・充電式電池 (※市では回収しません)**

市内回収協力店	・EMSアライ	只越町3-4-13	TEL 22-5247
	・ケーズデンキ釜石店	鈴子町9-24	TEL 24-2525
	・サンデー 釜石店 釜石港町店	上中島町3-1-1 港町2-9-9	TEL 23-2233 TEL 22-2575

充電式電池は左記のリサイクルマークがあるものに限り、リサイクルマークの無いものは市生活環境課にご相談ください。

**●パソコン**

(宅配便による無料回収)  
市と協定を締結したリネットジャパンリサイクル(株)が回収しています。詳しくはホームページやお電話にて直接お問い合わせください。

リネットジャパンリサイクル(株)  
URL: <https://www.renet.jp/>  
TEL: 0570-085-800

(メーカー等による回収)  
メーカーへ直接回収のお申込みをしてください。  
※右のPCリサイクルマークが付いていないものはリサイクル料金等の負担が必要です。

自作パソコン・メーカーがわからない場合は下記へお問い合わせください。  
一般社団法人 パソコン3R推進協会  
URL: <https://www.pc3r.jp/>  
TEL: 03-5282-7685

●バイク(原動機付自転車・軽二輪・小型二輪) ※電動アシスト自転車対象外  
販売店または二輪車リサイクルコールセンターへお問い合わせください。  
二輪車リサイクルコールセンター TEL 050-3000-0727  
(公財)自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

**●水銀使用製品(蛍光管・乾電池など)**

※一般ごみとしては出せません。(岩手沿岸南部クリーンセンターも受入不可)

回収場所と時間：市生活環境課、各地区生活応援センター、回収協力店(下記参照)  
(専用の回収ボックスまたは容器が設置されています)  
8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

対象製品	排出の方法	回収協力店		
店舗名	所在地	電話番号		
①家庭用の蛍光管(直管型、環丸型、品番がEFで始まる電球形)	・割れないように箱に入れるか新聞紙などで包み、回収ボックスに入れてください。 ・割ってしまった場合は透明または半透明の袋に密閉して専用の回収ボックスに入れてください。 ※白熱球、ハロゲン電球、LED照明などは一般ごみです。	家電のえいでんしゃ	鶴住居町13-93-3	28-3511
②乾電池	・そのまま乾電池の回収容器に入れてください。 ※ボタン電池、充電式電池は、右記の市内回収協力店をご利用ください。	(有)ドクターヒューズマン岩手釜石店	上中島町1-1-33	21-1170
③水銀体温計・温度計	・ケースに入れるか袋に包んで回収場所の職員に直接お渡しください。	ウィンベルホームデンキ	小佐野町3-1-246	25-0546
④水銀血圧計		EMSアライ	只越町3-4-13	22-5247
		(有)サウンドリアス	只越町3-8-10	22-1068
		(有)東電	只越町3-8-16	55-4747
		ウィンベルうちかわ	唐丹町字小白浜50	55-2655
		(有)ダイワ	中妻町1-4-6	23-7811
		(有)電化プラザカネヨシ	中妻町1-15-15	25-2461
		中妻電気商会	中妻町1-20-23	23-5825
		ケーズデンキ釜石店	鈴子町9-24	24-2525

※事業所から出るものは出せません。各事業所で「水銀使用製品産業廃棄物」の処理業者に処理を依頼してください。

**●電子タバコ(加熱式タバコ)**

※一般ごみや資源物としては出せません。

回収場所と時間  
市生活環境課、各地区生活応援センター  
8:30～17:15  
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

排出方法  
設置されている乾電池の回収容器にそのまま入れてください。  
※乾電池と混合して構いません。

**●消火器**

市では処理することができません。下記の窓口へお問い合わせください。

**窓口**

- ・(株)サワケン 港町2-1-1 TEL 22-2441
- ・(有)新和防災設備 上中島町2-7-36 TEL 23-8430

**拠点回収にご協力ください。**

不要になった携帯やスマートフォン  
知的障がいのある人の雇用の創造やスポーツ大会運営の寄付につながる「スペシャルオリンピックス日本」の応援プログラムに参加しています。  
※個人情報をご削除してから出してください。

回収場所と時間  
市生活環境課、各地区生活応援センター  
8:30～17:15  
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

**収集地区内の生活応援センター**

- 釜石地区生活応援センター／大町3-8-3 青葉ビル1階 TEL: 22-0180
- 中妻地区生活応援センター／上中島町2-6-36 上中島復興住宅3号棟1階 TEL: 23-5543
- 甲子地区生活応援センター／甲子町10-255 TEL: 23-5524

お問い合わせ 釜石市 市民生活部 生活環境課 〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号 TEL 27-8453 FAX 22-2199